

# 本音で語り、考えよう。日本の平和と安全



土屋正忠  
が語る

世界中すべての独立国は自分の国は自らの手で守るのが大原則です。そのうえで、不十分な場合は二国または複数国で同盟を結び、自国の安全を図っています。これが集団的自衛権で、国連憲章の中に規定されています。日本は国際情勢の変化に合わせてどのように平和と安全を守り続けていこうとするのか。これが今回の平和・安保法制の根本です。

1960年日米安保条約を締結、共同防衛に踏み出し、米国が抑止力、日本は基地を提供し専守防衛

1960年に日本を二分する「安保（アンボ）」論争が巻き起こり、当時の社会党浅沼委員長は「日米安保は共同防衛で憲法違反」と主張しました。しかし、岸内閣と自民党は日米安全保障条約を締結、国会で批准。日本は米国に基地を提供し米軍に抑止力を委ね、自衛隊は専守防衛に徹するとの基本方針を定めました。以来55年間、我が国は平和を享受でき、この方針は正しかったことを歴史が証明しています。

中国の軍事費20年で20倍、空母を持ち、尖閣の領有を主張、北朝鮮は核とミサイルを所有し、日本の脅威となっている

米ソ冷戦体制が崩壊して25年。当時の明るい展望は消え、世界中いたるところで宗教・民族・資源などをめぐる紛争・武力衝突が続発、アフガニスタン、イラク、シリアの国境を越えた過激派の軍事活動、ウクライナへのロシアによる軍事介入等、力による支配が世界中で続出しています。

中国は毎年二桁の伸びで軍事費を増強し、米国に次いで世界第二位(2160億ドル)となり世界第九位の日本(458億ドル)を引き離し、海洋に、宇宙に、サイバー空間に軍事的圧力を加えています。さらに1970年代に入つて、我が国の固有の領土である尖閣諸島に海底資源が豊富なことがわかると、急に領有権を主張し、近年、力による領海侵犯を繰り返しています。

また北朝鮮は国民が飢餓状態でも軍拡をすすめ、核・ミサイルを所有し、北朝鮮の指導者はたびたび「ソウルを火の海に」「東京に鉄槌を下す」など不気味な発言を続けています。

このような厳しい安全保障環境の変化の中、状況に合わせて国を守るため、安保法制を整備することは責任政党にとっての当然の責務であります。

安倍内閣は専守防衛を基本に、米国等との連携を深め、同時に国連PKO等を充実、これが平和・安全保障法案です

憲法9条により日本は専守防衛です。他国の領土・領海・領空で、米国と共同作戦をすることはありません。しかし、日本近海や公海上でお互いに助け合うのは同盟の基本です。

公海で自衛隊と共同で作戦を展開している米軍艦船が攻撃されたような場合、現行法では自衛隊は助けることが出来ません。「私のことは助けてください。しかし、貴方の事は助けません」では同盟は成り立ちません。

米国等、我が国と密接な関係にある国への武力攻撃の恐れが発生し、これにより我が国の存立が脅かされる明白な危険がある場合、最小限の実力を行使して防衛行動をとること及び後方支援ができる法制整備。

日本は国連決議に基づいて派遣される自衛隊のPKO(ピースキーピング・オペレーション)を世界各国で実施し、平和貢献として高く評価されています。PKOは主として道路、橋梁、水道、学校などをつくる民生支援の活動ですが、時には危険に晒されることもあります。隣で他国部隊が攻撃された時、お互いに助け合えるように法を改正します。

## 「憲法守って国滅ぶ」

民主党推薦の憲法学者・小林節氏

小林氏は著書中で「憲法解釈の変更で国を守れ」と主張しています。同時に憲法9条の限界があると主張しています。それは「他国を侵略することは憲法違反だ。絶対に出来ない」と述べており、卓見です。

「他国を侵略せず、我が国を侵略させず」これが日本の国是です。

## 憲法解釈の変遷

国の安全を守る責任を持つ国会と内閣が、時代に合わせて、憲法解釈を変更させてきた一覧です。

### 1954年自衛隊の創設

吉田茂総理は憲法制定当時「一切の軍備は持てない」との政府見解を、自衛隊創設に合わせて「自衛のための最小限の軍備は持てる」と180度変更。

### 1960年日米安全保障条約締結

共同防衛（集団的自衛権）は違憲と当時の浅沼稲次郎・社会党委員長

### 1992年PKO法案成立

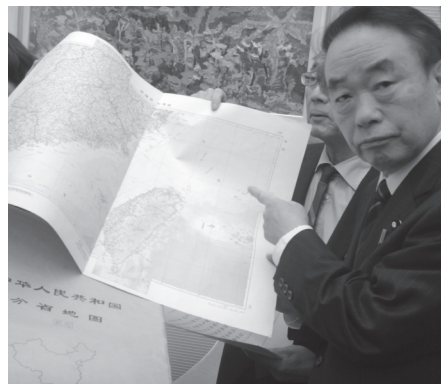
自衛隊の海外派遣は違憲との主張があるなか、国連決議に基づくPKO活動なら自衛隊海外へ派遣することを可能と国会で決める。

### 1995年社会党村山富市総理

社会党が違憲であると主張していた自衛隊及び日米安全保障条約を合憲と解釈を変更。



衆議院憲法審査会で各国の憲法の特徴を論じる土屋正忠代議士



尖閣諸島が日本領土であることを示す中華人民共和国人民解放軍発行の地図(首相官邸にて安倍総理へ提出)



1960年1月26日付毎日新聞一面 浅沼稲次郎・社会党委員長が「共同防衛集団的自衛権は憲法違反」と主張